

## 議案第15号

目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例の一部を改正する  
条例

目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例（平成15年3月目黒  
区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ポイ捨て」の次に「及び路上喫煙」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 吸い殻、空き缶等 次に掲げる物をいう。

ア たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに  
類する物

イ 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器

ウ その他投棄されることでごみの散乱の原因となる物

第2条に次の4号を加える。

(4) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げ  
る製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第  
38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

(5) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより  
煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

(6) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。

(7) 路上喫煙 公共の場所（区民等が喫煙をし、灰皿にたばこの吸い殻を入  
れる場所として区長が設置し、又は指定する喫煙所及び公共の場所の管理

者が管理する喫煙所を除く。)において、喫煙をすることをいう。

第4条に次の1項を加える。

- 3 区は、区民等及び事業者によるまちの環境美化活動について、必要な支援を行う責務を有する。

第5条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第1号中「道路、公園、広場その他の公共の場所（以下単に「公共の場所」という。）」を「公共の場所」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 公共の場所以外の場所において喫煙をするときは、周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するとともに、たばこの火を接触させないように配慮すること。

第6条第2項中「の散乱の原因となる物」を削る。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 何人も、路上喫煙をしてはならない。

第8条から第8条の5までを削り、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指導)

第9条 区長は、第7条第3項の規定に違反した者に対し、路上喫煙をしないよう指導することができる。

第10条を削る。

第11条第2項中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(説明) 区内全域における路上喫煙を禁止し、まちの環境美化をより一層推進するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。